9　その他

⑴　特定建設工事共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事、復旧・復興建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる役務ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、理事長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、理事長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑷　次の各号に掲げる場合の工事の申請については、文書郵送方式又はオンライン申請方式に限るものとする。

①　申請者が経常建設共同企業体である場合。

②　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。

③　申請者が協業組合・企業組合である場合において４⑵の（工事に係る添付書類）の⑧及び⑨に掲げる書類を提出するとき。

④　申請者が⑶に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。

⑤　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。

⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。

⑸　次に掲げる場合の役務の申請については、文書郵送方式又はオンライン申請方式に限るものとする。

申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。

⑹　この「競争参加者の資格に関する公示」については、公示日から令和11年３月31日まで有効とし、特別な変更事項がなければ有効日まで再公示はしないものとする。

別記１　提出先

⑴　文書郵送方式　〒231―8315 神奈川県横浜市中区本町６―50―１（横浜アイランドタワー）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　調達契約部契約管理課　電話045―222―9041

⑵　オンライン申請方式

https://jrtt.ent.box.com/f/c49e6c90992d4f1eb35eed7d517ebfcb

別記２　送付先　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク

〒810―0001 福岡県福岡市中央区天神４―４―11　天神ショッパーズ福岡７階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話092―401―6640

競争参加者の資格に関する公示

令和９・10年度を有効とする独立行政法人都市再生機構の建設工事、測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）及び物品購入等についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年10月１日

独立行政法人都市再生機構
統括役　和佐　健介

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　14

１　工事種別及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。）。

①　建築工事（建築一式工事）
②　土木工事（土木一式工事）
③　電気工事（電気工事、電気通信工事）
④　管工事（管工事、水道施設工事）
⑤　造園工事（造園工事）
⑥　保全建築工事（建築一式工事）
⑦　保全土木工事（土木一式工事）
⑧　塗装工事（塗装工事）
⑨　防水工事（防水工事）
⑩　機械設置工事（機械器具設置工事、消防施設工事、熱絶縁工事）
⑪　畳工事（内装仕上工事）
⑫　ふすま工事（内装仕上工事、建具工事）
⑬　舗装工事（舗装工事）
⑭　汚水処理施設工事（清掃施設工事、水道施設工事）
⑮　その他工事（大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事、鉄筋工事、解体工事）

（建設コンサルタント等業務）

建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①測量、②土質調査、③建築設計、④建築・工事監理、⑤土木設計、⑥土木・工事監理、⑦補償、⑧調査

（物品購入等）

物品購入等の業種区分は、次に掲げるとおりとする（掲載順序は業種：物品等の種類）。

①　物品販売：事務用品、事務機械、事務用家具、日用品雑貨、医薬品、電気器具、燃料、繊維製品、精密機械、写真材料、図書・新聞、その他
②　製造：印刷、青写真・マイクロ、模型、精密機械、繊維製品、映画・スライド、その他
③　役務提供：清掃、運輸、広告、装飾、デザイン、サービス、ソフトウエア・受託計算、調査・研究、物品賃貸、その他
④　物件買受け：物品買受け

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、次に掲げるとおりとする。

（建設工事及び建設コンサルタント等業務）

国土交通省、独立行政法人等が共同で実施するインターネット方式により、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に関わらず、令和８年12月１日から令和９年１月15日までに、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp/
（建設コンサルタント等業務）
https://www.pqrc.mlit.go.jp

なお、８⑷に該当する者は、電子メール方式により別記１に掲げる受付期間及び宛先に申請するものとする。